

2nd

## 第2部

# 基本計画

第1章 市民と行政とのパートナーシップによる  
「共生・協働のまちづくり」

第2章 健康で文化的な生活を営める  
「元気で安心できるまちづくり」

第3章 世界に羽ばたく力強い産業が展開する  
「活力ある産業のまちづくり」

第4章 利便性が高く美しいまちを創造する  
「快適な環境のまちづくり」

# 市民と行政とのパートナーシップによる 『共生・協働のまちづくり』

## 第1節 コミュニティ

項目名	指標	基準	目標
1) 市民参画と協働の推進	市民参加の仕組みの満足度 <sup>(※)</sup>	18.6%	40%
2) 市民自治活動の充実	交流センター利用者数	60,600人	63,600人
3) 広報・広聴	情報提供や情報公開の満足度	42%	60%
4) 人権尊重・男女共同参画社会の実現	人権の尊重、男女が平等に社会参加できる環境の満足度	22%	50%

\*指標の満足度は、市民意識調査(基準は平成27年度実施時)によるものです。

### 1) 市民参画と協働の推進

#### 現況と課題

少子高齢化・人口減少、地方分権の進展等社会状況が大きく変化する中、環境、防犯、防災などにおいて様々な地域課題が生じています。

さらに、各地域が抱える課題はそれぞれ異なり、地域の課題解決に向けた市民自治によるまちづくりが求められています。

また、国、地方は厳しい財政状況にあるとともに、地方分権・地域主権の動きも進んでいます。

こうした中、地域社会を維持発展させるためには、行政だけの取組では限界があり、市民と協働して新しいまちづくりを進めていくことが必要です。

#### 基本的方向

自治基本条例に基づいた市民自治活動を行うために、市民と行政が情報を共有し、良きパートナーとして連携を図ります。

共生・協働のまちづくりを推進するため、市民自治活動の必要性を認識して、地域にとって真に必要なサービスを地域自らが選択・創造・享受できる市民満足度の高い地域社会を目指し、市民一人ひとりが積極的に市政に参画する市民主体のまちづくりを進めます。

また、ボランティア、NPO<sup>(※)</sup>等の役割等について市民への理解を深めるとともに、行政は活動を尊重して支援します。

#### 主要施策

- |                 |   |
|-----------------|---|
| (1)自治基本条例の理解促進  | (5)パブリックコメント制度 <sup>(※)</sup> の活用             |
| (2)市民と行政の情報の共有  | (6)「共生・協働のまちづくり」の必要性及びボランティア、NPO等の役割等の市民理解の促進 |
| (3)市民自治活動への参画促進 |   |
| (4)各種委員会委員の公募   |   |

\*NPO…Non-Profit Organization の略語で、福祉や環境、まちづくりなどの社会的な課題に営利を目的とせず活動する民間の非営利組織。

\*\*パブリックコメント制度…市の政策形成過程における公正の確保と透明性の向上を図るため、市の各種計画の策定又は重要な変更を行う際に、

案の段階で広く市民の意見を募集し、寄せられた意見を参考に計画等の決定を行い、あわせて市の考え方も公表する制度。



## 2) 市民自治活動の充実

### 現況と課題

生活様式の多様化、社会・生活環境の変化に伴い、市民の連帯感は希薄になりつつあり、地域のつながりや相互扶助の精神が薄らいでできています。また高齢化や人口減少により、自治活動の担い手の人材確保や継続が難しくなってきています。

一方、地方分権の進展により、自治体の役割の拡大や、市民ニーズの多様化等で、まちづくりの進め方は行政主導から市民と行政の適切な役割分担のもとで展開していく共生・協働へと移行しつつあります。

市民自治活動を進めるためには、まちづくり協議会や自治公民館活動を充実させることができます。また、行政と自治公民館が連携し、加入の促進を進めることができます。

### 基本的方向

市民は自主的・主体的に自治公民館、各種団体及びまちづくり協議会等の市民自治活動に参画し、行政はそれらの活動を尊重し支援や協力を行います。

行政は個人情報の保護に配慮しつつ、保有する情報を共有することに努めます。また、各まちづくり協議会に地区担当職員を配置し、市民と行政の相互理解や信頼関係を深め、情報提供や指導、助言を行います。

さらに行行政と自治公民館は、市民自治活動の理解を広め、加入者が増加するような対策を講じ連携して加入促進にあたります。

### 主要施策

#### (1) 市民自治活動の充実

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ①コミュニティリーダーの育成   | ⑤地区担当職員による地域活動支援 |
| ②市民自治活動に関する情報提供  | ⑥市民自治活動の支援       |
| ③各種コミュニティ団体の育成   | ⑦自治公民館への加入促進     |
| ④交流センターの整備及び利用促進 |                  |

## 3) 広報・広聴

### 現況と課題

本市では、「広報紙」や「おしらせ版」、ホームページ、防災行政無線のほか、スマートフォンや携帯電話を活用した広報活動や情報提供に努めています。

また、市長が直接、市民や地域からの提言を受けるための機会を設けるとともに、公共施設等に「世論箱」を設置しています。

市民に開かれた市政の推進にあたっては、市民一人ひとりの意見や提言をまちづくりに反映するために、積極的に参画できるような機会をつくることが必要です。そして、市民と行政がそれぞれの適切な役割分担のもとに力をあわせて、よりよい地域社会を形成していかなければなりません。

情報化が進む中、より迅速で的確な情報提供など、今後も市民に開かれた市政を目指して、広報・広聴活動に努めることが重要です。

# 第1編

## 基本的方向

### (1) 広報機能の充実

市政広報については、「広報紙」、「おしらせ版」、ホームページ、防災行政無線、防災メール、フェイスブックやツイッターなどに代表されるSNS<sup>(\*)</sup>などの広報媒体を活用して効果的でわかりやすい広報活動及び情報提供に努めます。

### (2) 広聴機能の充実

市民と行政との相互理解と信頼関係を深めるため、パブリックコメント制度の活用により、行政運営や政策決定過程・成果等についての情報提供に努めるとともに、「世論箱」の設置、インターネットや市長との対話等による身近な広聴活動に努めます。

## 主要施策

### (1) 広報機能の充実

- ①広報紙の充実
- ②おしらせ版の充実
- ③ホームページの充実
- ④防災行政無線・防災メールの活用
- ⑤SNSの活用

### (2) 広聴機能の充実

- ①パブリックコメント制度の活用
- ②世論箱の活用
- ③市長との対話機会の充実



## 4) 人権尊重・男女共同参画社会の実現

### 現況と課題

現代社会には、DV<sup>(\*)</sup>や虐待、偏見や差別など多くの人権問題が生じています。平成27年度に策定した「いちき串木野市人権教育・啓発基本計画」に基づき、家庭、地域社会において人権尊重の理念と重要性についての理解を深めるために、教育及び啓発活動を通して人権を尊重する地域社会を築いていく必要があります。

また、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い性別にかかわりなくその個性と能力を發揮できる社会を目指すことが重要です。本市では男女共同参画社会の実現に向けて、平成24年度に第2次男女共同参画基本計画を策定しました。社会変化に応じた改定を行いながら、引き続き講座の開催や広報啓発などにより、市民に男女共同参画社会の形成に向けて意識の向上を図る必要があります。

### 基本的方向

- (1) 市民一人ひとりが基本的人権を尊重し、互いに支え合い、共に生きることができる社会の形成を目指して、人権教育、啓発活動に継続的に取り組みます。
- (2) 性別による役割分担意識を是正し、男女が個人として尊重され、その能力を十分に發揮できる社会づくりを進め、あらゆる分野での政策、方針決定過程への男女共同参画を促進します。

施策の推進にあたっては、市民で構成される男女共同参画推進懇話会の提言を踏まえた「いちき串木野市男女共同参画基本計画」に基づき、様々な取組を進めるとともに、次期計画の策定に取り組みます。

<sup>(\*)</sup>SNS…Social Networking Serviceの略語で、インターネット上で人ととのつながりを促進・サポートするコミュニティ型の会員制のサービス。  
<sup>(\*)</sup>DV…配偶者等や交際相手からの暴力のこと。暴力には身体的暴力だけでなく、精神的、経済的、社会的暴力などが含まれる。

## 主要施策

### (1)「いちき串木野市人権教育・啓発基本計画」の推進

- ①人権に対する正しい理解と認識の促進に向けた  
人権教育・人権啓発の推進及び人権相談の充実  
(人権の花運動・人権フェスタ・人権相談所の開設)



### (2)男女共同参画社会の形成

- ①男女共同参画社会の形成に向けた講演会、  
研修会の開催及び広報・啓発の充実
- ②次期「いちき串木野市男女共同参画基本計画」の  
策定(第3次)

## 第2節 行財政

項目名	指標	基準	目標
1) 効率的・効果的な行政の運営	行革推進計画効果額	0円	9億3912万円
	定員適正化計画職員数	344人	337人
2) 健全な財政の運営	経営収支比率(H32)	99.2% (行革前)	97.2% (行革後)
	実質公債費比率	9.9% (H27)	13.2% (H32)
3) 広域行政の推進	広域行政・体制の推進の満足度	16.8%	20%

### 1) 効率的・効果的な行政の運営

#### 現況と課題

社会経済情勢の変化に伴い、ますます複雑・多様化する行政需要に対応するため行政改革推進計画を策定し、組織の機構改革や指定管理者制度の導入等に取り組んでいます。

しかし、本市を取り巻く状況は、人口減少による生産年齢人口<sup>(\*)</sup>の減少や景気低迷等により自主財源・依存財源ともに減少するなど、依然として厳しい状況にあります。

このため、複雑化・高度化する市民ニーズを踏まえ、市民と行政が相互信頼のもとに連携し共生・協働のまちづくりを推進するとともに、質の高い行政サービスの提供を目指して、職員一人ひとりがより一層の強い自覚を持って、市民の理解を得ながら行政改革推進計画の着実な実施に取り組み、効率的・効果的な行政運営を更に進めていく必要があります。

#### 基本的方向

市勢の発展と市民福祉の向上のため、行政改革の推進にあたって最大限の努力をするとともに、取組状況等を公表するなど、より公平で開かれた市政運営を推進し、市民の理解と協力のもと、効率的・効果的な行政運営の確立に努めます。

<sup>(\*)</sup>生産年齢人口…15歳から64歳までの人口のこと。

## 主要施策

## (1) 定員適正化計画の推進

①計画的な職員採用

## (2) 簡素で効率的な組織機構の見直し

(3) 人事評価制度の適正な実施と  
適材適所の配置

## (4) 事務事業の見直し

①事務事業の再編・整理、統合・廃止

②指定管理者制度の見直し

(5) 職員研修の充実、職員派遣・交流や  
人事管理を含めた人材育成方針の推進

## (6) 公共施設等管理計画の策定・推進

①公共施設の適正化の推進

## 2) 健全な財政の運営

## 現況と課題

本市財政は、市税等の自主財源が少なく、補助金や地方交付税に依存した財政運営となっています。この厳しい財政状況に対応するため行政改革大綱を策定し、健全な財政運営に取り組んでいます。

歳出は、人件費及び公債費などの義務的経費が多く、弾力性に乏しい財政構造となっています。加え、少子高齢化の影響、市民ニーズの増大など行政コストも増加傾向にあります。

歳入では、合併自治体に対する普通交付税の優遇措置も段階的に縮減されることとなっています。また、地方交付税をはじめとする国の財政対策が不透明であり、不足分を補うだけの市税等の収入増も見込めない状況にあります。

このような状況に適切に対応するためには、健全で効率的な財政運営を進め、長期にわたり安定した財政基盤を確立していくことが課題となります。

## 基本的方向

厳しい財政状況に適切に対応していくため、長期財政見通しを踏まえた財政改善計画に基づき、より一層健全で効率的な財政運営を進めるとともに、自主財源の確保に努め、安定した財政基盤の確立を図るなど、持続可能な財政構造への転換を図っていきます。

## 主要施策

(1) 中長期的展望に立った計画的な  
財政運営の推進

①財政改善計画の進行管理  
②市債残高の縮減(管理)

## (2) 自主財源の確保

①市税等の収納率の向上

②市有財産の有効活用

③ふるさと納税制度の活用

## (3) 公営企業等の健全経営

①公営企業、開発公社、一部事務組合等の  
健全経営

## 【財政状況(一般会計)】

区分	年度 平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	説明
財政力指数	0.42	0.41	0.40	0.40	0.40	普通交付税の算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3か年の平均で、高いほど財政に余裕があるとされる。
経常収支比率	89.7	93.3	92.3	94.2	94.1	財政構造の弾力性を示す指標であり、人件費、公債費等の経常経費に、税、普通交付税等の経常的な一般財源が充当された割合で、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。
実質公債費 比率	12.4	12.1	11.8	10.8	9.9	公債費比率に、公営企業会計の元利償還金への一般会計からの繰出金等を加味した起債制限等を行う指標。18%を超えると許可団体へ移行する。3か年の平均値。
将来負担比率	65.5	71.8	71.4	70.7	75.0	損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、350%が早期健全化基準とされている。

### 3) 広域行政の推進

#### 現況と課題

本市はこれまで、鹿児島広域市町村圏協議会、薩摩半島地域開発協議会等により、関係市町村と連携を図りながら広域的な取組を行ってきました。国は連携中枢都市圏構想による新たな広域行政を推進しています。

本市においては経済的結びつきが強い鹿児島市、日置市、姶良市とのかごしま連携中枢都市圏の取組について関係市との調整を図りながら調査研究していく必要があります。また、現在、し尿処理や火葬業務等については、日置市と一部事務組合を設置し、広域的な取組を行っています。消防については、国による一層の広域化が求められています。

#### 基本的方向

高速交通体系の進展や高度情報化の急速な発達に伴う日常生活圏の広域化や行政需要の高度化・多様化に対応するために、連携中枢都市圏等の広域行政の推進を図り、一体的な振興発展に取り組みます。

また、消防業務の高度化に対応し、消防広域化の検討に取り組みます。

#### 主要施策

##### (1) 広域行政の推進

- ①広域的な行政課題に係る調査研究の推進
- ②交通・通信・観光等広域的な連携体制の充実
- ③消防広域化の検討

##### (2) 国・県・周辺市等との連携強化

- ①かごしま連携中枢都市圏の推進
- ②広域的事業の円滑な推進を図るため、国・県・周辺市等との連携強化と協力の要請



# 健康で文化的な生活を営める 『元気で安心できるまちづくり』

## 第1節 生活環境

項目名	指標	基準	目標
1) 環境の保全	水質環境基準達成率	95%	100%
	不法投棄件数	225件	150件
	海や川、山などの自然環境の保全の満足度	32.5%	40%
2) ごみ処理の充実	リサイクル率	11.6%	20%
	1人1日当たりのごみの排出量	960g	900g
3) 水道の安定供給	耐震化率（基幹管路）	24%	30%
	水道水の安定した供給の満足度	71%	76%
4) 下水道・生活排水・し尿処理の充実	汚水処理人口普及率	76%	80%
	生活排水処理の満足度	55%	60%
5) 住環境の整備	空き家バンクの契約件数	0件	20件
	住宅施策の満足度	16%	20%
	公園緑地整備の満足度	25.6%	30%
6) 火葬場・墓地の適正な管理	墓地・火葬場の運営管理の満足度	38.1%	45%
7) 消防・防災の充実・強化	-1 消防 普通救命講習受講者数（5年間）	1,779人	2,000人
	住宅用火災警報器設置普及率	93.6%	100%
	女性消防団員の加入促進	10名	22名
	-2 防災 防災教室受講者数	476人	550人
8) 交通安全の充実	防災メールサービス登録者数	0件	500件
	交通安全教室参加者数	2,520人	2,800人
	交通事故発生件数	98件	90件
9) 防犯対策の強化	高齢者事故率	42.9%	40%
	防犯関係啓発教室・訓練等実施回数	28回	35回
	防犯灯設置数	2,299基	2,350基
10) 消費生活の充実	犯罪発生件数	101件	90件
11) エネルギー対策の推進	啓発活動（出前講座等）回数	7回	10回
	いちき串木野電力一般家庭契約者数	0件	4,000件

### 1) 環境の保全

#### 現況と課題

本市の海、森林、河川等の恵まれた自然環境は、市民生活や産業等に大きく貢献しており、今後のまちづくりを進めるうえで、生活環境や産業振興などの様々な場面での環境負荷の軽減を意識した施策展開が必要となります。

そのため、環境と共生するライフスタイルづくりを目指すとともに、合併処理浄化槽の設置促進や下水道の普及、河川の浄化活動（悪臭防止）、地球温暖化防止や自然環境保全に向けた取組を強化する必要があります。

また、「いちき串木野市環境基本条例」及び「いちき串木野市市民の手による美しいまちづくり推進条例」に基づき、市民・事業者・行政が一体となって環境の保全に努めることが必要となっています。



### 基本的方向

#### (1) 環境基本計画の推進

#### (2) 環境保全に関する市民の意識啓発

環境保全の推進にあたっては、市民の理解と協力が不可欠であるため、環境に対する市民の意識啓発を図ります。

#### (3) 環境保全に関する指導及び監視の充実強化

公害の未然防止及び環境保全対策として、広報・啓発・指導・監視の充実強化を図ります。

#### (4) 河川等公共用海域の水質の保全対策

河川の水質浄化対策として、下水道の普及、合併処理浄化槽の設置促進及び事業所排水に対する汚水処理に関する指導の強化を図ります。

### 主要施策

#### (1) 環境基本計画の推進

#### (5) 河川の浄化活動(悪臭防止)の促進

#### (2) 環境保全に関する市民の意識啓発

#### (6) CO<sub>2</sub>の削減行動の促進

①環境学習の推進と市民の自然環境への意識啓発

#### (4) 河川等公共用海域の水質の保全対策

#### (3) 環境保全に関する指導及び監視の充実強化

#### ①下水道の普及

①ごみの不法投棄監視制度の充実

#### ②合併処理浄化槽の設置促進

②小中学生を対象とした環境意識の醸成

#### ③公害対策事業の推進

③ボランティア団体の育成

#### ④河川・工場排水等の水質検査の充実

④ウミガメ保護監視活動の推進

## 2) ごみ処理の充実

### 現況と課題

ごみ処理については、環境保全、循環型社会の形成の必要性が高まっていることから、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、適切に取り組むことが求められています。

このため、環境問題に対する意識の高揚を図るとともに、廃棄物の減量化・再利用・リサイクルを積極的に推進していくことが重要です。

また、これまで指定ごみ袋制度を導入し、市民に廃棄物の分別収集の徹底を図るとともに、資源物の分別収集に努めてきていますが、一般廃棄物最終処分場が平成29年度で計画容量に達する見込みであることから、新たな最終処分場の整備を進めています。

### 基本的方向

#### (1) 市民への資源物分別収集の啓発など、

ごみの減量化及び再資源化の促進に積極的に取り組みます。

#### (2) 新たな最終処分場を整備します。

